

平成30年第1回紀の川市議会定例会 第3日

平成30年 3月 1日（木曜日） 開 議 午前 9時29分

散 会 午前11時22分

◎議事日程（第3号）

- 日程第1 予算決算常任委員会委員の選任
- 日程第2 一般質問
- 日程第3 議案第11号 国民健康保険制度広域化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第12号 紀の川市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
- 議案第13号 紀の川市放課後児童健全育成施設設置条例の制定について
- 議案第14号 紀の川市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の制定について
- 議案第15号 紀の川市介護保険条例の一部改正について
- 議案第16号 紀の川市観光交流施設条例の制定について
- 議案第17号 紀の川市細野溪流キャンプ場条例の一部改正について
- 議案第18号 池田財産区使用料徴収条例の一部改正について
- 議案第19号 紀の川市簡易水道事業等の紀の川市水道事業への統合に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 議案第20号 紀の川市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正について
- 議案第21号 紀の川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について
- 議案第22号 紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 議案第23号 紀の川市手数料条例の一部改正について
- 議案第24号 紀の川市道路占用料徴収条例の一部改正について
- 議案第25号 紀の川市都市公園条例の一部改正について
- 議案第26号 紀の川市立学校設置条例の一部改正について
- 議案第27号 旧那賀町若者等定住促進対策条例の規定に基づく助成金及び補助金の経過措置に関する条例の廃止について
- 議案第28号 平成29年度紀の川市一般会計補正予算（第6号）について
- 議案第29号 平成29年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第30号 成29年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予

算（第3号）について

- 議案第31号 平成29年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 議案第32号 平成29年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第33号 平成29年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第34号 平成29年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第35号 平成29年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 議案第36号 平成29年度紀の川市水道事業会計補正予算（第3号）について
- 議案第37号 平成30年度紀の川市一般会計予算について
- 議案第38号 平成30年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算について
- 議案第39号 平成30年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について
- 議案第40号 平成30年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について
- 議案第41号 平成30年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について
- 議案第42号 平成30年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第43号 平成30年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について
- 議案第44号 平成30年度紀の川市公共下水道事業特別会計予算について
- 議案第45号 平成30年度紀の川市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第46号 平成30年度紀の川市池田財産区特別会計予算について
- 議案第47号 平成30年度紀の川市田中財産区特別会計予算について
- 議案第48号 平成30年度紀の川市長田竜門財産区特別会計予算について
- 議案第49号 平成30年度紀の川市竜門財産区特別会計予算について
- 議案第50号 平成30年度紀の川市南北志野財産区特別会計予算について
- 議案第51号 平成30年度紀の川市飯盛財産区特別会計予算について

- 議案第52号 平成30年度紀の川市静川財産区特別会計予算について
 議案第53号 平成30年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計予算について
 議案第54号 平成30年度紀の川市調月財産区特別会計予算について
 議案第55号 平成30年度紀の川市丸栖財産区特別会計予算について
 議案第56号 平成30年度紀の川市平池財産区特別会計予算について
 議案第57号 平成30年度紀の川市水道事業会計予算について
 議案第58号 平成30年度紀の川市工業用水道事業会計予算について
 議案第59号 土地の処分について
 議案第60号 権利の放棄について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第3号）のとおり

○出席議員（22名）

1番 門 眞一郎	2番 上 野 宗彦	3番 仲 谷 妙子
4番 船 木 孝明	5番 中 尾 太久也	6番 太 田 加寿也
7番 石 脇 順治	8番 並 松 八重	9番 中 村 まき
10番 大 谷 さつき	11番 阪 中 晃	12番 榎 本 喜之
13番 高 田 英亮	14番 川 原 一泰	15番 森 田 幾久
16番 村 垣 正造	17番 堂 脇 光弘	18番 竹 村 広明
19番 石 井 仁	20番 杉 原 勲	21番 室 谷 伊則
22番 坂 本 康隆		

○欠席議員（0名）

○説明のために出席した者の職氏名

市長	中 村 慎 司	副市長	林 信 良
市長公室長	西 川 直 宏	企画部長	森 本 浩 行
総務部長	金 岡 哲 弘	危機管理部長	中 浴 哲 夫
市民部長	尾 上 之 生	地域振興部長	吉 川 博 造
保健福祉部長	上 村 敏 治	農林商工部長	神 徳 政 幸
建設部長	前 田 泰 宏	会計管理者	浅 野 徳 彦
水道部長	溝 上 卓 史	農業委員会事務局長	中 野 朋 哉
教育長	貴 志 康 弘	教育部長	稲 垣 幸 治

○議会事務局職員

事務局長	榎 本 守	事務局次長	柏 木 健 司
議事調査課主幹	片 山 享 慈	議事調査課課長補佐	岩 本 充 晃

（開議 午前 9時29分）

○議長（坂本康隆君） おはようございます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第1回紀の川市議会定例会3日目の会議を開きます。

これより議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 予算決算常任委員会委員の選任

○議長（坂本康隆君） 日程第1、予算決算常任委員会委員の選任を行います。

常任委員会委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、議長が指名することになっております。

したがって、お手元にお配りいたしました名簿のとおり御指名をいたします。

ただいま、日程第1で予算決算常任委員会委員が選任されましたが、委員会条例第8条第1項及び同条第2項の規定により、ただいまから予算決算常任委員会を開催していただき、委員長と副委員長を互選願います。

ここで、委員会開催のため、暫時休憩いたします。

（休憩 午前 9時30分）

（再開 午前 9時31分）

○議長（坂本康隆君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、会議を続けます。

休憩中に、予算決算常任委員会を開催していただき、委員長、副委員長が決定いたしましたので、御報告いたします。

予算決算常任委員会委員長に、室谷伊則君、副委員長に、石脇順治君が互選されました。

日程第2 一般質問

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第2、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

はじめに、11番 阪中 晃君の一般質問を許可いたします。

11番 阪中 晃君。

まず、中村市政4期目を迎え、紀の川市の教育行政についての質問を許可いたします。

○11番（阪中 晃君）（質問席） 皆さん、おはようございます。

中村市政4期目を迎え、紀の川市の教育行政についてということで、教育長に、平成28年第1回定例議会で所信を述べられ、そして教育長になられました。あれから2年たち

まして、教育長の任期は3年と聞いております。2年、この紀の川市の現状を踏まえて、経験を通してこの1期目の最終年度ということでどういうふうに紀の川市の教育をお考えなのかということをお聞きしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長 貴志康弘君。

○教育長（貴志康弘君）（自席） 阪中議員の御質問について答弁をさせていただきます。

まず、私の学校教育における考え方は、子ども達が安全に安心して学校生活を送ることができ、学校へ行くのが楽しいと思える学校にしたいと考えております。

その中で、子どもたちが主体的に判断し、問題解決を図る確かな学力をつけるとともに、他人を思いやる豊かな心や、たくましく生きるための健康や体力を育ててまいります。そのために、学校・家庭・地域が連携した取り組みを行い、多様な学校支援の充実を図ること、よりよい学校教育の実現を目指してまいります。

今年度は、特に、学習指導要領改訂に向けてのキーワードである「主体的・対話的で深い学び」への授業改善へのさらなる推進。

市長の所信表明にもあるグローバル化に対応する英語教育の充実。

将来の紀の川市の学校教育を担う若手教員の育成、児童・生徒の読解力の向上。確かな学力と豊かな人間性を育てる上で大切な読書活動の充実をさせるための重要な読書教育の推進。

特別な支援を必要とする児童・生徒へのきめ細やかな対策の推進を図ってまいりたいと考えております。

言うまでもなく、学校教育は継続が大切であります。いじめや不登校対策等については、教職員が全ての子どもの情報を絶えず共有し、少しの変化も見落とさず、見守る体制を充実させるとともに、市教育委員会、県教育委員会など関係機関と連携し、早期対応を図ってまいります。

さらに、保護者や地域の協力を得て、紀産紀育を推進していくため、学校のビジョンを保護者、地域住民に共有していただく学校運営協議会を設置し、「地域とともにある学校」となるコミュニティスクールの充実を図ってまいりたいと考えてございます。

また、生涯学習や生涯スポーツについても、市民の皆さんが健康で活力あふれる生活を送っていただけるよう事業の見直しを含め、取り組みを進めてまいります。

議員の皆様には、今後とも教育行政に対しての御指導、御鞭撻をお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（坂本康隆君） 再質問はありませんか。

11番 阪中 晃君。

○11番（阪中 晃君）（質問席） 教育長の指針、道しるべを聞かせていただきました。私ももそうですけれども、教育関係に従事している人はもとより、多くの皆さん方が、今、言われことに対して目標を持って邁進して行って、紀の川市がすばらしい教育のして

いる場所であるというふうには持っていっていただきたいと思ひますし、今回、教育長の指針に対して、私はとやかく言うつもりはございませんので、2番目に移りたいと思ひます。

○議長（坂本康隆君） それでは、次に、登下校時のスクールサポーターについての質問を許可いたします。

11番 阪中 晃君。

○11番（阪中 晃君）（質問席） 登下校時のスクールサポーターについてということで、説明をお願いしたいと思ひます。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） それでは、阪中議員の御質問にお答えしたいと思ひます。

スクールサポーターにつきましては、児童・生徒の登下校の安全確保を図るために、各学校単位で地域性を生かして取り組んでいただいております通学路見守りボランティア活動でございます。

現在の登録者数は450名で、平成27年2月に名手小学校区で児童殺傷事件が発生した翌年度には60名ほど増加いたしました。が、ほぼ450名程度で推移いたしてございます。また、スクールサポーターとは別に、青少年健全育成市民会議や補導委員会等による見守りも同じように行われてございます。

紀の川市内の児童・生徒が、安全に安心して登下校し、学習できる環境づくりに取り組むために、学校・家庭・地域の連携が必要であると考えておりますので、スクールサポーターの御協力、御支援というのは非常に大事なものと考えてございます。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 再質問はありますか。

11番 阪中 晃君。

○11番（阪中 晃君）（質問席） 議長、スクールサポーターの服を用意していますので、ちょっと皆さん方に見てもらってもいいでしょうか。

○議長（坂本康隆君） ただいま阪中議員より申し出がありましたスクールサポーターのユニフォーム、これを許可いたします。

○11番（阪中 晃君）（質問席） 私、このスクールサポーターについて一般質問をしたのは、昨年ですけれども、テレビなどを見ていると、朝の通学時に車が飛び込んだりして子どもたちがけがをするというふうなことか何回かあったように記憶しています。

私は、もしこうふうな服を着て、要所要所にサポーターの方がおられれば、車を運転する人は、やはり目に入って、あっ、子どもが通学しているなということで、多少は事故ゼロにはならなからいもわかりませんが、少なくなるんじゃないかなと、このように思ひますし、紀の川市では絶対そういうことを起こしてはならないと私は考えております。

そういう意味で、今回、一般質問させていただきました。

私は、先ほど小学校区で450名というふうな形で答弁いただきましたけれども、学校のことなので、全部の小学校を回ってどうこうということは無理だったので、安楽川小学校区だけを横目で見ながらの質問になるんですけれども、安楽川では何人かの人を立ててくれておりますし、そして私も余りわかりませんが、教育コミュニティの方もおられますし、そしてまた青少年健全育成市民会議の方もおられると、そしてまた補導委員会の方もおられるように聞いております。そしてまた、月に2回ほど交通指導員の方も立たれておるように思います。多くのボランティアの方に子どもたちが支えられておりますけれども、私はそのボランティアの人の協力もあるんですけれども、もっともっと毎日のように立ってもらえればなど、こういうふうに思うわけです。

ある山入さんというお方ですけれども、もう何年続いて立っていているのかわかりませんが、安楽川小学校区に立っていているんですけれども、その人と先日ちょっとお話をしました。子どもたちが来たら、山入さんは「おはよう」と声をかけてくれますし、そしてまた、子どもたちも「おはようございます」と言っていました。たまたまですけど、私が二人目の子どもが来たときに、山入さんが「おはようと」と言ったら、「おはようございます」、「ぜんそく、どうなんや」と山入さんが声かけておりました。そしてまた、1分ほどたった後に、安楽中の女の子が自転車で来ました。女の子は、山入さんが言うより先に「おはようございます」って、小さな声でしたけれども言っておりました。山入さんは、この1年ただけじゃなくて、もうウン年しているわけです。小学校のときから、その女の子は毎日のように山入さんと挨拶をしながら通っていたと思います。

そういう声かけ運動も大いにできるわけですし、私はもっともっと多くの方に立っていただきたいなど。小学校の校長先生であれば、この地域の管轄であれば、ここここここに立っていただいたら物すごくいいんだけどなという思いは多分どの校長もあると思うんです。

ですけれども、私の見方から見ますと、校長先生がみずからその地域の区長さんなりに会いに行って、ここが危ないんでどうかこの地域の、この角っこで誰かサポーターのボランティアをしてくれる人がないもんかなという単語を聞いたことがないんです。やっているのかもわかりませんが、僕の耳には入ってこないんです。区長さんと一緒に行って頼んでくれる、頼む、そういう行為が学校長にもっともっていただきたいんです。

いろんな青少年健全育成市民会議や補導員の委員会、教育コミュニティの会もあるかも知れませんが、先ほど教育長も言われましたけども、子どもを守るの一番は校長だと思えます。校長が動かないと、誰も、「おい、サポーターやったってくれるか」というふうな単語が出にくいわけです。力強く出にくいわけです。1週間に1回出るよと言う人があれば、そういうふうな人が5人いれば毎日のように立っていているという状態ができるわけです。

私も60超えましたんで、そういうふうな雰囲気になってきたんかもわかりませんけれども、そういうふう子どもらを守る、守りながらいく、これは地域が子どもたちを守り、人が地域をつくるということになるんじゃないかなと。紀の川市が子どもたちを育み、子どもたちが大きくなれば紀の川市をつくるということにもなっていくと思います。そういうことが、住んでいる紀の川市の温かい活力じゃないかなと、こういうふうに私は思います。

先ほど教育長から、教育長の指針を述べられました。私は、熱意ある言葉も感じておりました。校長にいろいろ物を言えるというのは教育長しかないと思っております。教育長、そういうふうにして紀の川市を盛り上げる方向で、そして子どもたちを守る方向に、そして地域がもっと温かくなるようにしていただきたいんです。いかがでしょうか。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） ただいまの再質問につきまして、お答えをさせていただきます。

まず、先ほど申し上げましたスクールサポーターの事業でございます。その後、教育長がさきに申し上げましたコミュニティスクールことについて、若干触れていきたいと思っております。

本年度から、「地域が人を育み、人が地域をつくる」をテーマに、3年間で市内全ての小中学校に導入をいたしておりますコミュニティスクールでございますけれども、従来の学校評議委員や評価委員とは違い、「学校運営協議会」が学校の目標や学校経営計画、あるいは毎年度の基本的な方針を承認するとともに、学校の運営状況の点検及び評価を行い、学校運営に参画をいただく制度となっております。申しおくれまされたけれども、コミュニティスクールと申しますのは、「学校運営協議会」を設置した学校のことをそう呼びます。

その学校運営協議会の重要な取り組みに「登下校の見守り」を位置づけることによりまして、通学路の見守りボランティアの増員を図ることも重要な手段であると考えてございます。

教育委員会といたしましては、さきに申しましたとおり、学校・家庭・地域がさらに連携を密にして、地域の宝である子どもたちの健やかな成長を支えるため、ともに支援体制の充実を図っていかねばならないと考えてございます。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 再々質問はありませんか。

11番 阪中 晃君。

○11番（阪中 晃君）（質問席） 教育部長、言われましたけど、私、教育長に、教育部長は各学校の校長に私、先ほど言ったみたいなことは言える位置にあるんでしょうかね。それより、教育長に私は言っていたきたいということを行いましたんで、それをお願い

します。

もう3回目になりましたので、ちょっとちぐはぐになってあれですけど、こういうスクールサポーターの質問するに当たって、ちょっと和歌山市なんかどうかなというふうなことで見てまいりました。朝はちょっと無理だったんですけども、3時ごろですけども、やっぱり学校の周りでは自治区の方が中心になって、子ども見守り隊という服を着ながらやっているのを見ました。私、車とめてちょっと話をしたんですけども、自治区が中心になってやっているんだと、私は朝行ったり、いつ行ってくれ行ってくれっていう指令を受けて行っているんですというふうなことを言っていました。

そこに、来年してくれ、ことししてくれというのあれですけども、やはりそういうふうな先進地も見ながら、3年計画であれば3年計画でやっぱりする、その中で私は力説したいんですけど、校長が動いてくれないと、幾ら会議をつくっても何とか会議、何とか会議というのをつくっても、校長が頭を下げて頼んでもらわないと、誰も、あっ、スクールサポーターの話、わししようかという人は出てこない、出てこないと言ったら行き過ぎですけども、少ないんじゃないかなと。だから、僕はもっと多くの方に朝の30分間ぐらいですさかいに、協力してもらえる人に協力してもらいましょうよというふうなことで、その中心になるのが校長先生だということで、教育長、答弁お願いいたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長 貴志康弘君。

○教育長（貴志康弘君）（自席） ただいまの阪中議員の質問に対して、答弁をさせていただきます。

大変熱い思いを今、聞かせていただきました。私も最初に話しさせていただいたように、子どもたちの安全・安心というのは一番大切なことだと思っております。

その中で、各学校においては、地域の方等が本当に子どもたちのために熱心に見守り等をしていただいております。私の知っている学校においても、朝、また帰るときに必ず毎日地域の方が子どもたちと一緒に帰ってくれている学校、私の校区にある学校においても毎日朝、子どもたちが帰るときに立ってくれている人もおります。本当に頭が下がる思いでございます。

この間からのニュース等でも、子どもの登下校の事故についても大変私も危惧しておりました。今、議員がおっしゃったように、今、校長会においても、もっと地域の方に協力をしていただく、またその辺の校長の熱い思いを伝えてもらえるような、今、部長も申しましたコミュニティスクール、またどの学校においても、今、取り組んでおる教育コミュニティについても、今、活動していただいておりますので、そこら辺も話を子どもたちが安心・安全に登下校できるように取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 以上で、阪中 晃君の一般質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） 次に、3番 仲谷妙子君の一般質問を許可をいたします。

3番 仲谷妙子君。

○3番（仲谷妙子君）（質問席） おはようございます。

議長の許可を得ましたので、進行に従って一般質問をさせていただきます。

昨年10月に、台風21号により紀の川市、またそれ以外の地にも甚大な被害を及ぼしました。被害地域の現状は、復興の途中でまだ手つかずのところがあると思います。例えば、桃山地区の調月宮ノ前市営住宅、また、ほかの地域の道路などいろいろ問題点があると思います。

被害に遭われた市営住宅に住んでいる住民の方々でございますが、住みたいが、住宅の耐用年数も過ぎていて、家の軒下まで浸水し修繕不可能ということで、応急対応として、旧雇用促進住宅最上宿舎での生活を余儀なくされています。ここは、あくまでも仮設住宅だと聞いています。仮設住宅の期限も2年だとも聞いております。皆が安全・安心に暮らせるために、市営住宅は必要だと私は思っております。

そこで、一つ、現在の被害した市営住宅の衛生面、防犯面、危険なことが多々あると思います。そのままであれば、そういうことが起きてくると思いますし、そこでその管理面はどういうふうにしていますか。

二つ目、住宅については取り壊すと聞いておりますが、その時期はいつですか。住宅を取り壊すと、かなりの土地があると思います。そこで、その広い土地をどのような利用方法にするのですか。

三つ目、住宅は築48年、長く一緒に暮らしている人が多いと思います。皆、助け合い、隣の人々と頼りに生活してきたのだと思います。そこで、市営住宅の移転及び新築について、この3点を質問したいと思います。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（自席） それでは、仲谷議員から御質問のありました被災した市営住宅の再設について答弁させていただきます。

当市では、現在406戸の市営住宅を管理しております。公営住宅法による所得が少なく、住宅の確保に配慮を要する方に低廉な家賃で住宅を賃借していただく制度となっております。

そういった中、昨年10月に台風21号により「調月宮ノ前市営住宅」が床上2メートル10センチ浸水するという、住宅の躯体にまで及ぶ大きな被害を受けました。

これにより、12世帯が桃山保健福祉センターに一時避難されておりましたが、そのうちの9世帯につきましては、議員おっしゃられた桃山町最上のビレッジハウス最上、旧の雇用促進住宅最上宿舎に災害による仮設住宅として移っていただいております。また、それ以外の3世帯につきましては、御自分で住まいを確保されております。

そこで、議員御質問の「現在の被害した市営住宅の管理について」、特に衛生面、防犯

面についてどうかということですが、調月宮ノ前住宅におきましては、被災後、担当課職員において、住宅の室内外にオスバン噴霧による消毒作業を行っております。また、防犯面では、不定期ながら担当の職員が機会あるごとに見回り、異常がないかどうか確認し管理しております。

市営住宅及び敷地の利用につきましては、空き家からの不審火等の懸念もございますので、平成30年度には調月宮ノ前住宅の取り壊しについて予算計上させていただき取り組んでまいりたいと考えております。取り壊した後の住宅跡地につきましては、一旦更地にさせていただき、市内の公共施設マネジメント検討委員会に付議、申請を行い、関係各課と協議会の上、今後の利用方法を探ってまいりたいと考えております。

宮ノ前市営住宅の移転及び新設につきましては、これまで平成23年、平成25年の二度、床上浸水の被害に遭っており、その都度、住宅の内外を消毒・清掃し、畳や床板を新調し、入居者の方に引き続き住んでいただいております。しかし、今回の被災で3度目の床上浸水となり、再度同じ場所に住んでいただくのは、また同じ場所に建てかえということも含めて、安全性の面から進めていける状況ではないと判断しております。

移転につきましては、他の老朽化した市営住宅との関係もございますので、市の住宅政策方針を慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 再質問、ありませんか。

3番 仲谷妙子君。

○3番（仲谷妙子君）（質問席） 市営住宅については、30年度に予算計上とのことで取り壊すという返答をいただきました。取り壊した後の住宅や土地については、有効利用に対処していただきたいと思っております。

そして、避難されている住民のためにも、早急な住宅対策方針を出してほしいと思っております。また、市営住宅以外にも被害に遭われた人々がたくさんおられます。そのことについても、市の対策方針を聞きたいと思っております。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（自席） 市営住宅の建てかえ、移転につきましては、調月宮ノ前のみならず市営住宅の3割弱について耐用年数が経過し、老朽化が進んでいる状況です。将来の市の住宅施策全体を見据えて、早急に住宅対策方針を出すための市内部の関係部局で構成する市営住宅建替等検討委員会を立ち上げて検討しておりますので、御理解を賜りたいと思っております。

また、市営住宅以外の被災された住民に対しましても、今後、関係部局と協議しながら検討してまいりたいと思っておりますので、御理解いただきたいと思っております。

○議長（坂本康隆君） 再々質問、ありませんか。

〔仲谷議員「ありません」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、仲谷妙子君の一般質問を終わります。

ここで、しばらく休憩いたします。

（休憩 午前10時07分）

（再開 午前10時29分）

○議長（坂本康隆君） 再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

○議長（坂本康隆君） 次に、8番 並松八重君の一般質問を許可いたします。

8番 並松八重君。

まず、いじめ対策についての質問を許可いたします。

○8番（並松八重君）（質問席） ただいま議長の許可を得ましたので、通告に従い、分割方式で一般質問いたします。

本市のいじめ対策についてお尋ねいたします。

2013年9月に施行された「いじめ防止対策推進法」は、大津市でいじめを受けた中学2年の男子生徒がみずからの命を絶ったことを機に成立いたしました。いじめを心理的または物理的行為で心身の苦痛を感じるものと幅広く定義され、学校においてはいじめの早期発見に努めるため、学校いじめ基本方針の策定を義務づけられています。

しかし、昨年、広島市でいじめを苦に女子生徒が自死した事件では、小学校時代を含めて学校がいじめを知っていながら未然に防ぐことができず、とうとい命を守れなかったことに対し、当時の校長は、私のリーダーシップの低さ、学校の組織力の弱さ、教職員の認識の甘さがあったと陳謝しております。

いじめは、未然に防止するのが最善ですが、起こったときは子どものSOSを素早くキャッチし、早期対応することが最重要だと考えます。学校現場では、県教育委員会のいじめに関するアンケートを年3回実施するなど、日ごろから子どもたちを見守り声かけなど、積極的な取り組みをされています。しかし、授業や学校行事の準備、保護者への対応などで児童・生徒一人一人と向き合うには時間が足りないのが実情だとのお声もあります。

そこで、1点目として、本市におけるいじめなどの相談体制と相談件数の推移はどのようになっているのか、お聞かせください。

次、2点目として、ソーシャルネットワークサービス、いわゆるSNSといいますが、SNSを活用したいじめなどの相談体制についてお伺いします。

現在、悩み相談には、民間を含めてさまざまな相談体制がある中、文部科学省の24時間子どもSOSダイヤル、0120-0-078310（悩み言おう）は、子どもたちが全国どこからでも夜間、休日を含めて24時間、いじめなどの悩みを相談することができる全国统一ダイヤルを設置しています。平成28年度実績では、約4万件の相談があったと聞いております。

しかし、スマートフォンが爆発的に普及している今、総務省が調査した10代の若者の平日1日のコミュニケーション系メディアの平均利用時間、携帯通話は2.8分なのに対し、SNSの利用が57.8分と、約20倍に達しています。また、悩み相談にSNSを活用する利点と課題を検討し、文部科学省は昨年8月、中間報告を公表しました。相談方法として、SNSを活用することは、相談に対する心理的抵抗を低下させ、より多くの相談に対応できるとあります。このようなコミュニケーション形態の状況下にあっても、現在、いじめなどの相談体制は音声通話が主で、現状との差が生じています。

文部科学省は、SNSの無料通話アプリのLINEを活用して、子どもたちからいじめなどの相談を受ける事業の導入を当初18年度の事業開始を予定しておりましたが、神奈川県座間市の9人遺体事件でSNSが悪用されたことから、SNS上で安全に悩みを相談できる環境を早期に整えるため事業を前倒し、2017年度補正予算案に2億円を盛り込む方針を決めました。

このように、現在、子どもたちのコミュニケーション形態も大きく変化しており、現状認識を十分踏まえ対応していくべきではないでしょうか。本市においても、子ども目線に立って、気軽に相談しやすい子どもたちの実態に応じた新しい相談形態といじめのない社会構築の新しい主眼として、SNSを活用した相談窓口設置に向けた取り組みをしていくべきだと考えますが、担当部局の答弁を求めます。

以上、2点、最初の質問といたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育部長 稲垣幸治君。

○教育部長（稲垣幸治君）（自席） 紀の川市の学校における相談体制といたしましては、3名の教育相談員と1名のスクールソーシャルワーカー、それに10名のスクールカウンセラーを配置いたしてございます。

教育相談員とスクールソーシャルワーカーは、中学校を拠点に各小学校でも相談活動を行っております。一方、スクールカウンセラーは中学校6校、小学校9校を拠点といたしまして相談活動を行っております。児童・生徒だけではなく、保護者・教職員の相談にも応じてございます。相談内容については、いじめ・不登校・友達関係・家族関係・学力等多岐にわたっております。

教育相談員による相談件数は、平成27年度では393件、平成28年度は395件でございます。

いじめに関する報告件数の推移でございますけれども、平成27年度は小学校では692件が認知されておりまして、そのうち一定の解消が図られたが継続中は8件、中学校では認知が77件で、そのうち一定の解消が図られたが継続中は3件でございます。

平成28年度にあつては、小学校では675件の報告があり、全て解消されております。また、中学校では28件の報告のうち、一定の解消が図られたが継続中の件数は1件でございます。平成25年に「いじめ防止対策推進法」が制定され、いじめの定義が見直さ

れたことによりまして件数が増大いたしました。各学校では早期対応で取り組みを行い、現時点における解消率は99.4%は、平成29年度の途中でございますけれども、99.4%となっております。

一方、議員御質問の中にありました「子供のSOS」に対する相談窓口といたしまして、24時間子供SOSダイヤルのほか、法務省・人権擁護委員連合会の「子どもの人権110番」や「和歌山県教育センター学びの丘のいじめ相談専用電話」、「和歌山県警察本部いじめ110番」、それに「紀の川市青少年センターのホットテレホン」などが、それぞれ学校において児童・生徒に個別配布し周知を図っているところでございます。

「いじめはどの子どもにも、どの学校にでも起こり得るものである」との認識を持ちまして、「いじめは人間として絶対に許されない行為である」という一貫した強い姿勢を貫くことが大切であります。小さなサインを見逃さず、子どもや保護者の訴えを真剣に受けとめ、迅速に対応し、いじめられている子どもの立場に立ち、初期段階から組織的に取り組まなければなりません。日ごろから子ども・保護者・地域との信頼関係の構築に努めてまいりたいと考えております。

次に、文部科学省は、昨年8月にSNSを活用したいじめ等に関する相談体制の構築に係るワーキンググループの「相談体制の構築に関する当面の考え方」の中間報告を発表いたしました。その基本的な考え方の中で、いじめやさまざまな悩みを抱える児童・生徒に対する相談体制の拡充は、問題の深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題であるとして、スマートフォンの普及等により若年層のコミュニケーション手段においてSNSが圧倒的な割合になっていることに鑑み、音声通話のみならず、SNSを活用した相談体制の構築を行うことが求められているとされております。そして、まず国によるモデル事業の実施等により、試行的に一部の学校や地域で実施し、結果を検証した後、全国展開を検討すべきであるとされております。

教育委員会といたしましても、大変有効な手段であると認識いたしておりますが、まずは現在行っております相談体制の充実を図ってまいりたいと考えております。

○議長（坂本康隆君） 再質問はありますか。

8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） 再質問といたしまして、教育長にお伺いいたします。

本市の学校では、いじめに対する早期対応の取り組みで、現時点で解消率は99.4%と、担当部長より御答弁いただきました。では、残り0.6%は継続中だということでしょうか。残りの問題解消に向けた早期対応はできているのかどうか、お聞かせください。

いじめ防止対策推進法が施行され4年半になりますが、今なお、全国的には学校や家族にも相談できず、相談しても対応が十分でなく、悲しい選択をした子どもたちがいます。いじめを受けたことで、心に深い傷を受け、成長しても人間不信や自尊心の欠如、孤立化、社会不安障害などの反応パターンを持ってしまう人が多いのです。ひきこもりの2割は、子ども時代のいじめが原因とも言われています。

答弁にありましたが、いじめはどの子どもにも、どの学校でも起こり得るものであるとの認識と、いじめは人間として絶対に許されない行為であるという一貫した強い姿勢を学校現場において決して忘れることなく、いじめの未然防止、早期発見、早期対応をしていくことで子どもたちの安全・安心な環境が守られ、つくられていくものだと考えます。

次に、SNSを活用したいじめ相談窓口については、教育委員会として大変有効な手段であると認識されていると担当部長より御答弁いただきました。SNSの無料通信アプリのLINEを使った相談は、既に長野県、滋賀県大津市でも試行的に実施されており、茨城県取手市では、いじめの早期発見、早期対応にするため、全市立中学校の生徒を対象に、「脱いじめ傍観者教育」と題した授業を行い、いじめを目撃した生徒や被害者が匿名で報告、相談できる通報アプリを導入しています。

本市においても、SNSを活用したいじめ相談窓口設置に向けた取り組みを早期に進めるべきだと考えます。

きょう、本当に一般紙の記事の中にありました「いじめ相談全国にSNS窓口」ということで、文部科学省は全国25の自治体で年内にSNSを使ったいじめの相談窓口を設置するとありました。公募を通じて25の自治体を選び、各自治体に相談員の人件費など1,000万円を補助するということです。SNSを使ったいじめの相談窓口は、電話など従来の窓口比べ、若い世代が相談しやすいとされるとあります。

いじめで設置にはメリット・デメリット、その他いろんな課題もあるでしょう。しかし、いじめで本当に悩んで、悩んで苦しんでいる一人の子どもを助けることができれば、この事業を推進する価値は十分あると思います。

以上、2点、教育長のお考えをお聞かせください。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

教育長 貴志康弘君。

○教育長（貴志康弘君）（自席） 並松議員の再質問にお答えいたします。

さきに議員の御質問の解消率99.4%でございますが、0.6%は、御指摘のとおり、解消されていない事例でございますので、解消に向けた取り組みを行っているところでございます。

子どもたちが安心して自分の悩みを相談できる体制の強化については、必要であると考えております。

現在、各学校における教育相談員やカウンセラーでの相談体制以外に、県教育委員会や警察、あるいは青少年センターなど、それぞれの立場において子どもたちが発する悩みやSOSを相談できる体制を構築いたしており、音声電話だけではなく、メールでの対応も始まっております。

議員御提案のSNSにおける相談は、電話での相談が苦手な子どもにとって非常に有効な手段で先進的であると考えますが、ただいま部長が答弁いたしましたように、広域的な取り組みが必要と考えますので、今後の国・県などの動向を注視するとともに、引き続き

現状の相談体制の積極的な啓発と内容の充実を図ってまいります。

○議長（坂本康隆君） 再々質問はありませんか。

〔並松議員「ありません」という〕

○議長（坂本康隆君） 次に、自治区の運営についての質問を許可いたします。

8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） 次に、自治区の運営について、分割方式で質問いたします。

本市では、合併して12年が過ぎました。人口減少と高齢化が進む中、自治区加入率も減少傾向にあり、平成28年度の自治区加入率は78%でした。市民意識調査や自治区の加入促進の取り組み等に関するアンケート調査集計結果を踏まえ、3点お尋ねいたします。

1点目として、昨年自治区加入促進事業として転入者を対象とする加入促進コーナー設置運営を本庁舎において実施されていましたが、どのような効果、結果があったのか、お聞かせください。

2点目として、アンケートの中で、自治区活動で困っていること、解決したいことのトップに、役員のなり手が少ない、2番目に、高齢化により活動に支障が出ているとの回答があり、自治区にとっては切実な思いだと受けとめました。ある山間部の地域では、12件あった班が、今では6件になっていると聞いています。自治区活動は、環境保全活動や各種募金活動、祭り等のイベント、防犯や防災活動など多岐にわたります。自治区の運営、状況は違いますが、高齢化が進み活動に支障が出ている自治区に対しては、行政事務の合理化など支援が必要ではないのでしょうか。

次、3点目として、以前にも区長をされていた方からの要望をお伝えしたことがありますが、回覧する配布物についてお聞きしたいと思います。現在、月に1日と15日に、行政からの配布物をまとめて部長に郵送していただいております。しかし、行政以外の配布物も入ってくることから、班に回覧が回り切らないうちに違う配布物が来るといいます。自治区により事情は異なりますが、区長などの役員になるのが嫌で自治区に入らないと住民がいる中で、少しでも行政ができる自治区に対する負担軽減に取り組むべきではないのでしょうか。

以上、3点、最初の質問といたします。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

地域振興部長 吉川博造君。

○地域振興部長（吉川博造君）（自席） 並松議員の御質問にお答えいたします。

自治区は、隣近所に住む人々が触れ合いを深め、話し合い、助け合うために、自主的に運営される住民自治組織で、地域の諸課題を解決し、安全・安心な暮らしやすい地域社会を築くため重要な役割を担う団体であり、過去の大災害も踏まえ、誰もが「地域のきずな」、「地域の力」の重要性を認識していることと思います。

しかし近年、地域コミュニティを取り巻く社会情勢や環境の変化もあり、住民の価値観

の多様化、地域に対する関心の希薄化などが進んでおり、平成28年10月の市民意識調査で、自治区に加入していない理由として、「忙しくて活動に参加できない」が40%と最も多く、「必要性を感じられない」が30%、「活動内容がわからない」、「活動内容に興味がない」が16.7%と続いています。5町合併の翌年、平成18年4月には87.3%であった自治区加入率は、平成29年4月には76.4%まで減少し、今後さらに低下することが懸念されます。

このような状況に歯どめをかけようと、加入の呼びかけや加入しやすい環境づくりを行っていただいている自治区もありますが、加入の必要性やメリットを理解してもらえないことで、呼びかけの方法や手段が十分でないため、苦慮しているとの声を聞いております。

本市では、平成28年度、紀の川市自治連絡協議会との協働によりアンケート調査や先進地視察を行い、自治区加入率向上に向けての対策についての検討を重ね、自治区加入促進マニュアル及びチラシ作成を決定し、平成29年3月、本庁1階に自治区加入促進コーナーを設置し、転入者を対象に啓発活動を行い、期間中には19世帯、31人、それ以外に9件の相談がありました。また、同年4月から市民課及び各支所及び窓口で、転入手続に来られた方に対し、自治区加入促進のチラシを配布し、各地区区長会総会で区長の皆様に転入世帯や未加入世帯の説明の際に活用できる自治区加入促進マニュアルを配布いたしました。なお、啓発活動につきましては、平成29年8月に本庁及び貴志川支所で実施し、平成30年3月も本庁で実施する予定としております。

これらの効果や結果についてですが、啓発活動後は後追い調査を行っていないため自治区に加入したかどうかは不明であります。加入促進についての勉強会を積極的に実施していただく自治会もございますので、一定の効果があつたものと認識しております。

しかしながら、議員御指摘のとおり、現在多くの自治区で世帯数や青壮年世代の減少、高齢者の割合の増加等によりまして、役員のなり手不足、活動参加者の減少など多くの課題を抱え、地域コミュニティの活力が低下の傾向にあり、自治区運営にさらに困難が予想されます。

市といたしても、引き続き転入者へのチラシ配布や広報紙への自治区加入促進に関する記事の掲載、また組織の基盤強化を図るため、連絡をいただきましたら自治区を訪問して実情をお聞かせいただき、自治区と協力し加入促進に努めてまいりたいと考えておりますので、議員各位の御指導と御協力賜りますようお願い申し上げます。

次に、市からの配布物につきましては、毎年4月に自治区長と市との間で一般行政事務委託契約に基づき、自治区に対し、防犯・防災、福祉、環境整備等の事業周知、各種事業の補助要望等、御協力をいただいております。市民への情報の周知につきましては、広報紀の川・ホームページ等を行うことを基本としておりますが、緊急の場合は、必要性を十分精査した上で、毎月1日または15日、発送日での依頼を原則とし、自治区長に回覧物の配布をお願いしております。

平成29年度、地域振興課で把握している市からの配布物の依頼状況ですが、全自治区

に対する依頼は10件、イベントのお知らせや交通規制等、特定の自治区に対する依頼は、打田地区10件、粉河地区12件、那賀地区7件、桃山地区7件、貴志川地区3件となっております。このほか、毎月市の発送日以外に小学校や警察からの回覧依頼などもあります。

今後も発送日の徹底を図るとともに、関係機関に協力を求め、配布物の集約化に向けて、なお一層の取り組んでまいりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 再質問はありませんか。

8番 並松八重君。

○8番（並松八重君）（質問席） 再質問いたします。

ただいま担当部長から引き続きの加入促進と自治区長への回覧配布物の発送日を関係各位に協力を求めていくとの御答弁をいただきましたが、なるべくなら月2回の発送日を月1回程度ではできないのでしょうか。

また、アンケート結果にある自治区活動で、役員のなり手が少ない、高齢化により活動に支障が出ているという根本的な問題に対するお答えがないように思います。再度御答弁願います。

こうした問題は、各自治区で協議、解決するべき問題だとの御指摘もありますが、特に高齢化率が高い地域にあっては、世帯数が減少、空き家が増加、結果、無理をして区長などの役員を引き受けているのが現状ではないでしょうか。

例えば、防災対策などにおいても、住民同士の顔が見えるつながりが求められている今、ますます自治区の必要性和自治区を中心にした活動の重要性が増加する中、区長などの役員が決まらず、自治活動ができない事態となった場合にどのように対応していくのか、行政事務を委託している以上、考えておくべきだと思います。

また、今回のアンケート調査は、自治区の実態を知る上で大変有効なアンケート調査だったと思います。本市の活性化につなげるためにも、今後、区長交代の時期などと合わせ、その都度アンケート調査を実施していくべきではないのでしょうか。

以上、3点、再度お答えください。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

地域振興部長 吉川博造君。

○地域振興部長（吉川博造君）（自席） 先ほども答弁させていただいたとおり、配布物については毎月1日、または15日発送日での依頼を原則としてお願いをしております。課内でも、協議を行ったことはあるんですが、月に1回の依頼にいたしますと、適切な時期に周知したい情報を伝えることが難しくなる場合もあり、また最悪情報が全く伝えられないということになりかねませんので、従来どおり月2回の依頼で御理解いただきたいと思っております。

次に、高齢化が進み、自治区から区長が出せない、自治運営ができないという場合にはどうするのかという御質問ですが、平成28年7月の自治区加入促進の取り組み等に関するアンケート調査でも、自治活動で困っていること、解決したいことは何ですかという質問で、少数ではありますが、「自治区の再編について」との回答もあります。自治区により事情が異なると思いますが、今後ますます地域コミュニティ活動が必要とされると思います。そういう問題が出てくれば、自治区とともに、まずは改善できる部分があるのかどうかを検討しながら、問題解決に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

また、区長への今後のアンケート調査につきましては、自治区の取り巻く環境の変化に対応するため、自治連絡協議会と協議を行い、検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 再々質問、ありませんか。

〔並松議員「ありません」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、並松八重君の一般質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） 次に、7番 石脇順治君の一般質問を許可いたします。

7番 石脇順治君。

○7番（石脇順治君）（質問席） 議長の許可を得ましたので、通告に従い、分割質問方式により一般質問を行います。

質問の内容は、紀の川の今後の整備計画についてでございます。

先ほど、同僚議員からも述べていらっしゃいましたが、昨年10月、紀の川市は未曾有の大災害、大水害を経験し、貴志川地区や桃山地区等々で水害に遭われた方々は、今なお仮住まいをしながら家屋の修復や修繕を行っていると聞いてございます。心よりお見舞い申し上げます。

しかしながら、これらの地域のたび重なる水害に対し、その主たる原因といえば、長年の土砂堆積により紀の川本線の河床が高くなっており、また川の面積が狭くなってたり増水時の流速の妨げとなり、周辺の雨水が紀の川に流れ込めない状態、いわゆる内水被害を起こしてございます。

その根本的な解決策は、岩出狭窄部の岩出井堰等の対策を考え、市としても合併以後、国に対し要望してきた中、国は平成24年12月に紀の川水系河川整備計画を策定してございます。その整備計画において、岩出狭窄部対策事業が明記され、その後、実施されるに当たり、平成27年度8月ですか、我々紀の川市議会は、市執行部や地元選出の県会議員とともに筑波にある国の研究所を視察し、岩出狭窄部対策事業の詳細な模型を見学し、この事業により紀の川市民の生命と財産を守ることができるのだと期待したものでございます。

その後、国は、平成28年からおおむね5年をかけて事業着手している途中での昨年の大水害で、市も国も、我々議員も悔しい思いであると考えているところでございます。今は、

一日も早く、岩出狭窄部事業の完了を願うところでございます。

そこで考えますのは、紀の川水系河川整備計画で、次に整備するのは藤崎狭窄部を明記してございます。私の住んでいます麻生津地区は、紀の川左岸に面し、以前よりたびたび水害に遭っており、堤防のない無堤区域が存在してございます。今は、市の要望により、現在、国は地元関係者と堤防設置に向け交渉を続けていただいております。

しかし、この付近の紀の川の河床も高く、堤防が完成しても紀の川からの逆流や内水被害の可能性も懸念されるところでございます。この事業と並行して、藤崎狭窄部の対策が必要と考えるところでございます。どれぐらいの土砂が堆積しているかという、現在の藤崎井堰の上流は、長年の土砂堆積により河床が上がり、少し水が下がると砂の島が浮かび上がってきます。

今から40年近く前になりますが、私が中学生のころには同級生の家が貸しポート屋をしてございました。そこで、友達とポート遊びをしたものでございます。少し余談ですが、川の中に、通称、紀の川の川の中でございますが、屏風岩というのがありまして、そこにポートまでたどり着き、そこに立つと、川の中を歩いていけるように見えたものでございます。今は、土砂で埋まっているんだろうと思っております。

この藤崎の計画は、あっても着手がおくれれば昨年の水害と同じ状況となります。とはいえ、岩出狭窄部事業と今すぐ藤崎狭窄部事業に取りかかるとは思っておりませんが、岩出狭窄部事業に引き続いて着手するため、次の3点について、国に要望していくべきと考えますが、現時点での市の考え方、取り組み方を踏まえ、国に計画を問うものでございます。

まず、1点目は、岩出狭窄部事業に終了するまでに、藤崎狭窄部事業に着手するための堆積土の区域や重量等の予備調査が必要と思うが、その実施はできないかを問うものでございます。

2点目は、河川内の樹木については、先ほどの整備計画では、降水時の流下能力の低下及び樹木と堤防間の流速を増加させ、堤防や山肌部を損傷させ、さらに土砂堆積を促進し、水の流れる面積、いわゆる河積を狭くする危険性があると記述してございます。

市としては、これらを踏まえ、この整備計画策定以前から樹木伐採を国に要望し、国は平成20年度から数年かけて紀の川市内の河川樹木伐採を実施してきたところでございます。整備計画の中で、実施事例として、麻生津地区に面している紀の川河道内の樹木伐採の写真を掲載していただいております。

そこで、現在までに麻生津大橋から麻生津橋を下り藤崎井堰までの間で樹木伐採や河道掘削を実施したが、その流下断面や下流への影響はどうなっているのかということでございます。

次に、3点目は、先ほども述べましたが、岩出狭窄部事業に着手しているにもかかわらず、昨年のように大水害を発生するかもしれません。藤崎狭窄部事業の早期着手はできないか、それを国にさらに強く要望できないかというものでございます。紀の川は災いのも

とではございません。紀の川は、紀の川市の名称の由来となった母なる川と思ってございます。藤崎井堰には頭首工があり、右岸側では藤崎用水、左岸側では荒見井用水がござい
ます。それぞれ紀の川の還元水として下流流域の農作物等の大切な水を運んでございます。

また、藤崎狭窄部付近の紀の川と周辺の景観は、紀の川を代表する最も旅情あふれる風景と私は思っております。余談ですが、ちなみにこの風景は、私の世代ではよく知ら
れている映画で、「フーテンの寅さんシリーズ」がござい
ます。その第24作目、「寅次郎 春の夢」という作品がござい
ます。この作品は、1979年、昭和54年の作品です
が、その作品の中に、フーテンの寅さんが、藤崎井堰を背景にして荒見川の道を歩いてい
る1シーンがござい
ます。井堰のすぐ下流を白い鳥が飛んでござい
ました。きれいな1シ
ーンでござい
ます。この質問により、紀の川を再発見するきっかけになればと思っております。

これで、1回目の質問を終わります。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

建設部長 前田泰宏君。

○建設部長（前田泰宏君）（自席） それでは、石協議員の質問について答弁させていただきます。

岩出狭窄部対策事業が完了するまでに、藤崎狭窄部対策事業に着手するための予備調査
を実施するののかという質問ですが、国は、さきの台風21号による紀の川市の甚大な災害
を受け、まず岩出狭窄部対策事業の早期完成を目指し、現在、急ピッチで工事を進めても
らっているところでございます。

国土交通省、近畿地方整備局の紀の川水系河川整備計画によりますと、紀の川には下流
から岩出頭首工、藤崎頭首工、小田頭首工の3カ所の狭窄部があり、頭首工上流に堆積し
た土砂により河道断面が不足するため、紀の川本川が氾濫し、浸水被害が発生する危険性
があるとされております。これらの狭窄部対策といたしまして、堰や堰上流の土砂堆積等
による流下能力の不足を解消するため、堰の施設管理者等と協議しつつ、堰の対策、河道
掘削等による環境への影響等を検討の上、実施することとなっております。

御質問の藤崎狭窄部対策事業につきましては、国は岩出狭窄部対策事業の完了予定とな
っている平成32年度以降に工事着手を予定しているとのことであり、それに向け、来年
度から堆積土砂等の予備調査も含めた対策案について順次検討を行っていくとのことで
ございます。

次に、麻生津大橋、麻生津橋、藤崎井にかけて、以前、8年程度前に河道内の樹木の伐
採等が実施されているが、今後も定期的に維持管理をしていかなければ下流に影響を及ぼ
すのではないかという御質問ですが、河川区域内の樹木は、河川生態系保全の機能を有し
ている一方で、樹木群が土砂の堆積を促進し、河積を狭めることによる流下能力の低下、
あるいは洪水による樹木の流木を生じさせることがありますので、この区間に限らず、国
の管轄する河川では日々のパトロールや点検等を実施し、河道の堆積状況や樹木の繁茂等

の状況を確認し、必要に応じて順次対策を行っていくなど、今後も維持管理の予算の枠内で適切な管理に努めていくとのごことでございます。

最後に、藤崎狭窄部対策事業の早期着手はできないかという質問でございますが、国としては、一般に狭窄部対策工事は通常の維持管理的な工事と違い、下流部から流下能力の確保を行っているため、まず下流部の岩出狭窄部対策事業が完了次第、順次着手する予定とのごことでございます。

市といたしましても、まず岩出狭窄部対策事業が早期に完了できますよう国に対し強く要望し、並行して藤崎井狭窄部事業につきましても、国は来年度から対策案について順次検討を行っていくとごことでありますが、早期に調査・設計を完了し、岩出狭窄部の工事が完了すれば、すぐに藤崎狭窄部の工事に着手できるよう、予算確保を含めて強く要望してまいりたいと考えております。

また、紀の川は、市の名称の由来となったシンボリック的存在であり、国直轄管理ではありますが、景観形成の源であるとともに、観光資源としても再発見し、今後も紀の川とともに共存共栄し歩んでいきたいと考えております。

以上です。

○議長（坂本康隆君） 再質問はありますか。

7番 石脇順治君。

○7番（石脇順治君）（質問席） 再質問ということで、市長にお伺いいたします。

今、部長から答弁いただいたんですけども、藤崎狭窄部事業の早期着手について、市長の現在のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（坂本康隆君） ただいまの質問に対する答弁を求めます。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（自席） 石脇議員の藤崎狭窄部事業の早期着手についての今の私の考えということであります。

紀の川のこの岩出頭首工狭窄部の改善につきましては、合併前からいろいろと貴志川町時代から私は国に要望してまいりました。そういう中で、岩出の頭首工が終わればすぐに藤崎と、なかなか国においていろいろな事業を取り組んでいく中で、私は、先ほど部長が、引き続いて藤崎もという答弁をいたしました。そう簡単にいくものではないと承知しております。

しかし、この危険度を見たときに、紀の川にはまだまだ無堤地区なり、また貴志川の国土交通省管理の貴志川の丸太川周辺とか、昨年から新設しました桃山のあの地域とか、いろいろと危険なところが多いわけでありまして。

また、今、石脇議員が言われている麻生津地区の無堤地区等々、地元の皆さん方が今、熱心に取り組んでいただいておりますけれども、これらいろいろと危険度の高いところから取り組んでいってもらえるように、休むことなく取り組んでいただけるように、これから議会の皆さん方の応援もいただきながら、紀の川市として、また和歌山県として取り

組んでもらえるように一生懸命努めてまいりたいと、そう思っておりますので、今、岩出の頭首工31年ごろに終わるという予定であります。これまたどれだけの効果が出るか、大雨望みませんが、かなりな雨が降ったときに、ああ、やってもらって成功だったな、よかったなと言ってもらえる結果が出るかどうかはまだ未定であります。今よりようなことは間違いないわけではありますが、これで安心して市民が大雨対策に対応できる、それだけの改善ができると、できたということになればありがたいんですが、これとてまだでき上がっておらないわけで、どれだけの効果があるか見ていかなきゃならない。その状況を見据えた中で、いろいろと紀の川市の安全・安心のための紀の川での取り組みについては、皆さん方と一緒にやっていきたいと、そう申し上げて答弁いたします。

○議長（坂本康隆君） 再々質問はありませんか。

〔石脇議員「ありません」という〕

○議長（坂本康隆君） 以上で、石脇順治君の一般質問を終わります。

以上で、本定例会の一般質問は全て終了いたしました。

日程第3 議案第11号 国民健康保険制度広域化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について から

議案第60号 権利の放棄について まで

○議長（坂本康隆君） 次に、日程第3、議案第11号 国民健康保険制度広域化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてから、議案第60号 権利の放棄についてまでの50議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました50議案につきましては、過日、既に当局の提案説明が終了しております。

本日は、総括質疑を行います。

ただいま議案となっております50議案につきましては、質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

それでは、議案第11号から議案第60号までの50議案につきましては、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託をいたします。

これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会といたします。

お疲れさまでございました。

（散会 午前11時22分）